

# 山形県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例

平成 19 年 2 月 1 日

条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、山形県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の事務局の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局の設置)

第 2 条 山形県後期高齢者医療広域連合長の権限に属する事務を分掌させるため、この広域連合に事務局を設置する。

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、別に広域連合長が定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。